

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和3年3月17日付け諮問第48号で諮問のあったオンライン結合による提供の制限の例外について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申の趣旨

諮問のあったオンライン結合による提供の制限の例外については、以下の理由により適当である。

2 答申の理由

(1) 本諮問の目的

従来、森林管理は県主体で行われてきたが、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法により、市町の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記されたことで森林管理における市町の役割がより大きくなっている。

さらに、市町主体の森林管理の一環として、平成31年4月1日から林地台帳制度の運用が始まり、適切な森林管理を図ることを目的に、森林所有者情報（森林所有者等の氏名、住所など）等を整備した台帳を市町が管理することとなっている。

林地台帳の更新には県が管理する森林簿・森林計画図との突合や整合が必要であるが、現在は県・市町が個別のシステムを利用しているため、情報共有が非効率であり適切な台帳更新が困難な状況である。また、県・市町間では、森林の伐採に関する届出情報など各種報告事務が多くあり、現在はメールや記録媒体等による情報共有を行っているが、情報セキュリティの安全性は高いとはいえ、限られた人員での事務処理となり職員の負担となっている。

これらの課題を解決し、森林を適切に管理することで森林の持つ公益的機能を最大限発揮するため、森林クラウドを活用したオンライン結合による森林情報の相互提供が不可欠と考えている。

そこで、県・市町及び森林組合等の林業事業者が保有する森林情報（樹種、林齢、材積、森林所有者等の情報）をクラウド上で一元管理し、関係者間での円滑な情報共有及び精度向上、事務省力化を図ることとしており、市の保有する個人情報を兵庫県に対し、オンライン結合により外部提供をしたいと考えているが、加古川市個人情報保護条例第9条により制限されているため、個人情報のオンライン結合による外部提供の制限の例外として、適当か否か諮問されたものである。

(2) 予定されている個人情報のオンライン結合による外部提供の内容

ア オンライン結合により外部提供する情報

(ア) 林地台帳の森林所有者の氏名及び住所

(イ) 森林の土地の所有者届出書の森林所有者の氏名、住所及び電話番号

(ウ) 伐採及び伐採後の造林の届出書の森林所有者及び森林施業実施者の氏名、住所及び電話番号

イ オンライン結合により外部提供する情報の取り扱い

外部提供する情報は、兵庫県森林クラウドシステムにおいて、個人情報保護のための必要な措置に関する基準として、システムのセキュリティに対する技術的措置、障害時のファイルの安全性を確保するための技術的措置及び障害を速やかに回復するための適切な措置を行うこととしている。また、本システムはサーバと県及び市の端末はL G - W A N回線で接続することで通信を保護することとしている。

(3) 審議結果

ア オンライン結合による外部提供の必要性

森林経営管理法の制定や新しい制度の創設に伴い、これまでの県が主体で行っていた森林管理を、今後は市が森林整備を進めていくことになる。

そのため、県の保有する森林簿等と、市が今後作成し管理する林地台帳等を連携させる必要があり、これにより、業務の効率化、事務経費の節減、人的過誤の減少、放置森林の機能改善等の効果が期待される。

イ オンライン結合により外部提供する情報とその取扱い（外部提供の相当性）

(ア) オンライン結合により外部提供する情報

森林所有者又は森林施業事業者の氏名、住所及び電話番号であり、上記事業遂行に不可欠なものに限定されている。

(イ) オンライン結合により外部提供する情報の取り扱い

兵庫県森林クラウドにおける個人情報の保護措置については、全般的な措置に関する項目及び管理的な措置に関する項目を定めることになっている。また、サーバと県及び市の端末は、L G - W A N回線で接続することで通信を保護されており、個人情報の保護のために必要な措置が講じられている。

ウ まとめ

以上のとおり、オンライン結合による外部提供の必要性は高い。また提供される情報は必要最低限のものであり、且つ個人情報保護の措置も講じられていることから、外部提供の方法も相当と認められる。

よって、本件諮問に係るオンライン結合による実施機関以外の者への個人情報の提供は、妥当と判断する。

以 上